

「空家」を放置してませんか？

《問合せ》 建築住宅課 ☎21-9018

本市では空家が増加しており、その一部は老朽化が進んで危険な状態となっているものもあり、対策に取り組む必要があります。本市では、3月に「豊岡市空家等対策計画」を策定し、この計画に基づいて、空家対策を進めていきます。

空家の適正管理

「空家」とは、建築物またはこれに付属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていことが常態であるものです。

空家を放置し続けると、いずれ老朽化し、周辺住民や通行に危険な状態となるなどの悪影響を及ぼすことにつながります。

【ケース1】老朽化した空家の屋根材や壁材が落下し、通行人がけがをした。

【ケース2】ごみが不法投棄され、悪臭を放っている。

【ケース3】窓ガラスが割れたり、植物が繁茂するなどにより、周囲との景観が不調和である。

【ケース4】敷地内の樹木や塀が倒壊するなどにより、周囲の通行を妨げる。

このように、適正に空家が管理されていないことが原因で、周辺に危害を与えてしまった場合、空家の所有者は賠償責任を負うことがあります。

また、空家法で規定される「特定空家等」に認定され、行政からの指導等に応じない場合、最終的には行政代執行で強制的に空家を除却し、それに要した費用は、その所有者から徴収することになります。

空家といえども、不動産は個人の所有物であり、管理責任は所有者または相続人にあります。空家を

放置することなく、利活用や除却、売却などで、適正な管理を行いましょ。

空家の相続手続き

適切な相続登記ができてい



ないと、次のような不利益を受けることがあります。

○**相続手続きが煩雑** 相続を重ねること、誰が相続人になるのかの調査に相当な時間がかかり、手続き費用や手数料が高額になることがあります。

○**思い立った時に処分できない** 自己名義でない不動産は、売却したり担保に供することができません。

※相続手続きは、弁護士や司法書士などの専門家に相談してください。



空家の利活用

本市が運営する移住定住促進ポータルサイト「飛んでるローカル豊岡」に空家物件を

掲載し、買い手・借り手を見つけたことで、有効活用できることがあります。詳細は、環境経済課(☎21-9096)に問い合わせてください。

●飛んでるローカル豊岡ホームページアドレス

<https://tonderu-local.com/>

熱中症の予防

《問合せ》 健康増進課 ☎24-1127

熱中症とは、高温多湿な環境に長く居ることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体内に熱がこもった状態を指します。場合によっては、命に関わります。次の事に注意して、予防に努めましょう。



日常生活での注意事項

- 暑さを避けましょう(日傘・帽子、涼しい服装、扇風機やエアコンの利用、日陰、打ち水、すだれなど)。高齢者や乳幼児のいる家庭は、気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。
- こまめな水分補給(喉の渇きを感じる前に水分を取る)をしましょう。大量に汗をかく作業や運動時などは、水分と同時に塩分補給が重要です。

熱中症が疑われるときにすべきこと

- 涼しい場所(風通しの良い日陰や、エアコンの効いた室内)に移動する。
- 体を冷やす(衣服を緩め、体を冷やす)。
- 水分補給(水分・塩分、経口補水液など)する。
- 医療機関に(呼び掛けに応えないときなどは、救急車を呼ぶなどして医療機関に)行く。

熱中症の情報はこちら(ホームページ)

厚生労働省	厚生労働省 熱中症	🔍 検索
環境省	環境省 熱中症予防カード	🔍 検索
日本気象協会	熱中症セルフチェック	🔍 検索

屋外広告物・景観の手続き

《問合せ》都市整備課 ☎23-1712

屋外広告物を掲出するには、許可申請または届出が必要です！

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、のぼり旗などをいいます。

屋外広告物を掲出する場合には、市条例に基づくルールを守り、市に許可申請または届出を行う必要があります。広告物の種類によって許可期間と申請手数料が定められています。屋外広告物を掲出する際には、事前に都市整備課に相談し、手続きを行ってください。

なお、原則、道路上には、屋外広告物を掲出することはできませんので注意してください。

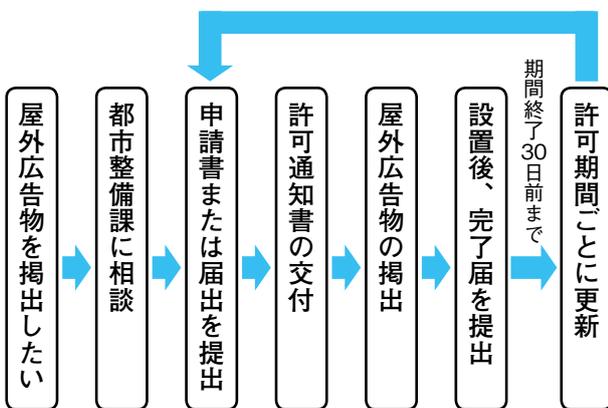
良好な景観の形成のため、一定規模の行為には届出が必要です！

本市は市全域を「景観計画区域」とし、良好な景観形成のため景観条例を制定しています。

景観に大きな影響を与えることが想定される比較的大きな建築物、工作物、開発行為などは、行為の規模に応じて届出が必要となります。

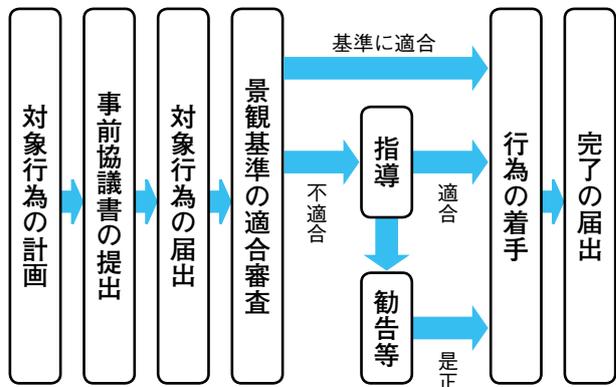
なお、出石城下町地区、城崎温泉地区、江原駅東地区の景観形成重点地区では、小規模な行為でも景観に与える影響が大きいいため、原則、全ての行為を届出対象行為としています。

《屋外広告物条例の手続きの流れ》



※規模等により申請が不要な場合があります。

《景観条例の手続きの流れ》



Q 償却資産の申告は必要ですか？

A 償却資産を所有している方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を資産が所在する市町村に申告する義務があります。申告は資産の多少にかかわらず必要です。また、該当資産がない場合も申告をお願いします。

※申告書・明細書は税務課および各振興局市民福祉課にあります。

※償却資産の詳細や申告書の記載方法、PDF形式による申告書および明細書は、市ホームページからダウンロードできます。

Q 償却資産とは何ですか？

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの固定資産です。土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

Q 対象となる償却資産は何ですか？

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上したものは全て償却資産の申告対象です。ただし、構築物のうち「家屋」として固定資産税の対象となるもの、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、申告の対象にはなりません。

固定資産税は、土地や家屋だけではなく、償却資産(事業用の資産)も課税対象です。申告書を提出していない方、修正申告が必要な方は早急に申告書を提出してください。

《申告書提出・問合せ》税務課 ☎21-9046 または各振興局市民福祉課

